

基監発第0725001号

平成15年7月25日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成15年度労働条件明示のためのモデル就業規則等
普及促進事業の実施について

平成10年4月8日付け基発第200号「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施について」をもって指示された標記事業について、本年度においては、社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）の会長通知（別添1）のとおり実施することとされたので、平成10年4月8日付け基監発第25号「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施に当たって留意すべき事項について」に留意し、指定集団の指定等事業運営全般にわたって適切な指導及び必要な協力、援助に努められたい。

なお、本事業の実施に関する留意事項について、全基連事務局長から都道府県支部事務局長に対し、別添2のとおり通知されているので参考までに送付する。



(別添1)

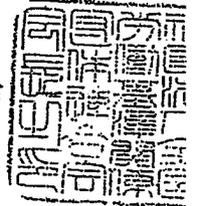
全基連発第49号

平成15年4月1日

全基連各都道府県支部長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会

会長 三善 信



平成15年度労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施について

標記事業については、平成15年度も昨年度と同様に、全基連が厚生労働省からの委託を受けて実施することとなりました。

については、別紙の「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業実施要綱」及び下記にご留意の上、本事業を的確に実施されるようお願いいたします。

なお、本事業に関して厚生労働省労働基準局監督課長から各都道府県労働局長に対し別途指示がある予定であり、その際は、同指示の写しを送付することとしているので、念のため申し添えます。

記

1 事業の目的等について

本事業は、全基連が厚生労働省からの委託を受けて、各都道府県支部（以下「支部」という。）に就業規則普及指導員（以下「指導員」という。）を配置して、労働基準監督署長が指定した中小企業団体（以下「指定集団」という。）に対して、労働条件の明示のためのモデル様式の周知及び就業規則の整備と普及促進を図るための指導援助を行い、もって労働者の労働条件の確保を目的とするものであり、特に10人未満の小規模事業場に主眼を置いて行うものである。

2 事業の内容について

(1) 指導員の配置等

① 配置

全基連は、本事業において指定集団に対する指導援助等を行う者として、指導員（統括）1人及び「指定集団」数に応じた指導員を支部に配置する。

② 委嘱

イ 全基連は、支部が推薦する者を指導員として委嘱する。

ロ 委嘱の要件

指導員は、本事業の対象となる指定集団の指導援助を行うために必要な知識及び能力を有する次に掲げる者とする。

(イ) 労働基準行政経験者

(ロ) 社会保険労務士

(ハ) 上記以外の者で支部長が適当と認めた者

③ 委嘱の期間

指導員の委嘱期間は、委嘱の日から当該会計年度末までとする。

④ 職務

支部長の指示を受け、指導員（統括）は指導員の統括業務等を行い、また、指導員は、指定集団に対する指導援助等を行い、指定集団に対する事業実施結果を支部に報告すること。

(2) 協力員

協力員は、労働基準監督署長が指定集団を指定する場合、指定集団の実情を考慮して必要に応じ選任するものであり、指定集団と指導員間の連絡調整等の業務を行うこと。

(3) 事業の運営

事業の運営に当たっては、下記の点を中心として実施することとするが、普及促進会議及び個別指導については指定集団の事情に応じ、効果的な運用を図るよう工夫すること。

① 労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業指定状況の通知

支部は、労働基準監督署長から「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業指定集団通知書」を受理した場合、一括して速やかに「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業指定状況通知書」により全基連に通知すること。

② 普及促進会議の開催

普及促進会議は、指定集団を対象として行う会議であり、同会議において、指定集団の構成事業場に対し、事業の趣旨を理解させるとともに年間実施計画の作成、労働条件明示及び就業規則の整備状況等把握のための実態調査の実施及び事業の統括等を行うこと。

③ 個別指導

指定集団の構成事業場に対し、個別に就業規則の作成等の指導援助を行うこと。

④ 情報の提供

指定集団に対し、必要に応じ、各種資料等の提供を行うこと。

⑤ 連絡調整会議

事業の運営に当たっては、必要に応じ都道府県労働局、労働基準監督署、支部、地区労働基準協会、指導員等による事務連絡調整会議を行うこと。

3 事業運営費について

事業運営費については、別途通知する「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施に関する留意事項について」（以下「留意通知」という。）の「平成15年度標準的経費」を基準にして、原則として指定集団数に応じ交付する予定であること。

4 都道府県労働局との連携について

本事業の運営に当たっては、都道府県労働局及び各労働基準監督署と連携を図り、事業の適切、かつ効果的な実施がなされるよう必要な助言、指導を受けられたいこと。

5 モデル就業規則等の作成、配付について

(1) 平成15年度のモデル就業規則等委員会においては、「小規模事業場モデル就業規則（いわゆる一般編）」及び「業モデル就業規則」について検討し、委員会での結論が得られた場合、各モデル就業規則を作成し、別途支部あて送付する予定であること。

(2) 就業規則等普及促進事業の一環として、労働条件明示のためのモデル様式パンフレット等を作成し、支部あて送付することとしているので、指定集団の指導を行う際、モデル就業規則と併せ積極的に活用されたいこと。

6 事業実施結果の報告について

支部は、本事業の実施結果について、「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業終了報告（平成15年度労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業実施細部要領の様式第11号）」を作成し、平成16年3月20日までに都道府県労働局長に報告するとともに、同年3月末日までに全基連に提出していただきたいこと。

1 趣旨

就業規則については、労働基準法第89条第1項において10人以上の労働者を使用する使用者にその作成・届出義務を課しているところであるが、10人未満の小規模事業場においては作成・届出義務がないため、就業規則の整備が未だ十分に行われていない現状にある。また、小規模事業場で働く労働者にとっては、労働条件が書面によって明確に示されている場合が少なく、労働条件が不明確なことによるトラブルも少なくない現状である。

本事業は、これらの状況を踏まえ、小規模事業場における労働者の労働条件の確保を図るため、労働条件の明示のためのモデル様式のリーフレットの作成、モデル就業規則の開発・作成を行うとともに、就業規則普及指導員を活用し、労働基準監督署長が指定する構成事業場の多数が労働者数10人未満である中小企業団体（以下「指定集団」という。）に対し、労働条件の明示のためのモデル様式の周知及び就業規則の整備、普及促進を計画的に図らせることを目的とする。

2 事業の実施方法

事業は、厚生労働省労働基準局長が社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）に委託して行う。

3 事業の内容

(1) モデル就業規則等の作成

- イ 全基連は、小規模事業場向けのモデル就業規則等を開発するため、モデル就業規則等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置して検討する。
- ロ 全基連は、委員会での検討結果に基づき、労働条件明示のためのモデル様式のリーフレット、モデル就業規則等を作成し、周知を行うものとする。

(2) 指定集団に対する援助

- イ 普及促進会議の開催の援助
- ロ 実態把握のためのアンケートの実施
- ハ 普及促進計画の作成及びその実現のための指導
- ニ 各種情報の提供

4 就業規則普及指導員による指導援助

(1) 就業規則普及指導員の配置

指定集団に対する指導援助を行う者として、指定集団ごとに1名の就業規則普及指導員を配置する

(2) 就業規則普及指導員の選任

就業規則普及指導員は、労働基準関係法令に精通し、事業場における労働条件の改善等に熱意のある者であつて、全基連の都道府県支部（以下「支部」という。）が推薦した者について、全基連の会長が委嘱する。

(3) 就業規則普及指導員の職務

就業規則普及指導員は、支部の長の指示を受け、指定集団に対し指導援助を行う。

5 期間

(1) 指定集団に対する指導援助の期間は、1年以内とする。

(2) 就業規則普及指導員の委嘱期間は、1年以内とする。



(別添2)

全基連発第49号-2

平成15年4月1日

全基連各都道府県支部

事務局長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会

事務局長



平成15年度労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施に
関する留意事項について

本年度における労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施については、平成15年4月1日付け全基連発第49号「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業の実施について」をもってご通知申し上げたところですが、事業の具体的な運営は、別添「平成15年度労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業（指定団体関係）実施細部要領」によることとし、実施にあたっては下記の点にご留意下さいますようお願いいたします。（別添略）

記

1 就業規則普及指導員について

(1) 就業規則普及指導員（以下「指導員」という。）は、指導員（統括）1名及び原則として1指定団体当たり1名の指導員を平成15年5月末日までに全基連あて推薦すること。

なお、推薦書及び承諾書の日付欄は、空欄としておくこと。

(2) 指導員（統括）は、支部の就業規則等普及指導の統括業務を行うとともに、指導員が担当する指定団体について、円滑かつ効果的な指導が出来るよう配慮させるほか、就業規則に関する一般事業場からの相談等に対応させることとし、原則として指定団体を担当させないこととして頂きたいこと。

2 指導員及び協力員の謝金及び活動日数等について

(1) 指導員に対する謝金及び活動日数は次のとおりであること

指導員（統括）

謝金 1日 7,400円

活動日数	年間	60日
指導員 謝金	1日	7,400円
活動日数	年間	60日

(2) 協力員に対する謝金及び活動日数は次のとおりであること

謝金	1日	5,820円
活動日数	年間	5日

3 モデル就業規則等の配付について

(1) モデル就業規則の配付は、本年度の指定集団用の小規模事業場モデル就業規則については5月上旬頃、また、本年度作成予定のモデル就業規則(未定)については平成16年2月頃になる予定であること。

なお、平成15年度から小規模事業場モデル就業規則の配付対象は指定集団構成事業場に限定されているので留意していただきたいこと。

(1) 本年度の指定集団用の労働条件明示のためのモデル様式等の配付は、平成15年5月上旬頃になる予定であること。

4 予算の交付について

(1) 1指定集団当たりの経費は別紙のとおりであるが、一応の標準であるので集団の事情により増減させても差し支えないこと。

また、上記以外に支部管理等年間諸経費として別途下記の資金を交付する予定であること。

旅費	全基連本部との事務打合せ等旅費	1回分
庁費	管理諸費等	36万円

(2) 予算は四半期毎に按分して「平成15年度就業規則等普及促進事業経費交付内訳書」(別添様式第15号)により交付する予定であること。

5 指定集団数について

貴支部の指定集団数は、平成15年1月27日付け全基連事務局長名の事務連絡のとおりであること。

6 各種報告等について

(1) 事業終了時には本事業の終了報告(様式第11号)に併せて、平成16年3月末日までに「労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業経費支払済額報告書」別添様式第16号)により全基連に報告していただきたいこと。

(2) 各種様式は、必要によりコピーして利用すること。

様式第15号

平成 年 月 日

支部事務局長 殿

(社)全国労働基準関係団体連合会
事務局長

平成15年度就業規則等普及促進事業経費交付内訳書

下記のとおり事業経費を交付します。

記

(単位：円)

科 目	交 付 額	備 考
指定集団関係経費		
① 謝 金		
② 旅 費		
③ 庁 費		
支部管理等諸経費		
① 謝 金		
② 旅 費		
③ 庁 費		
合 計		

様式第16号

(社)全国労働基準関係団体連合会

会長 三善信一

平成 年 月 日

支部名

代表者

印

労働条件明示のためのモデル就業規則等普及促進事業経費支払済額報告書

記

(単位：円)

科 目	交 付 額	支 出 額	残 額
指定集団関係経費			
① 謝 金			
② 旅 費			
③ 庁 費			
支部管理等諸経費			
① 謝 金			
② 旅 費			
③ 庁 費			
合 計			

平成15年度標準的経費（1指定集団当たり）

(単位：円)

科目	金額	内容
1 謝金	488,100	
① 就業規則 普及指導員	444,000	<ul style="list-style-type: none"> ・指定集団担当指導員 5人日/月×12月×@7,400 ・別途 統括分を次のとおり交付する。 5人日/月×12月×@7,400
② 講師	15,000	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会 @15,000円 但し、実情に応じ謝金総額の範囲内で支払うことができる。
③ 協力員	29,100	<ul style="list-style-type: none"> ・5人日/年 @5,820
2 旅費	100,000	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則普及指導員、講師及び協力員に対する旅費。 ・就業規則普及指導員（統括）は、別途20,000円/年を交付する。但し、運用に当たっては管内の実情を考慮の上、必要額を計上すること。
3 庁費	500,000	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借料、印刷製本費、通信運搬費、賃金（就業規則普及指導員補助業務等）、共通経費（都道府県支部の各指定集団共通の資料作成、参考図書購入等を行う経費、指導援助等経費）